障がい学生の修学支援について

本学では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障がい学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がい学生に対して適切に修学支援を実施するよう、「障がい学生修学支援に関する基本方針」（添付）を定め、それぞれの学生に応じた修学支援を行います。

下記のとおり窓口を設けていますので、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害および発達障害等の障害があり、障害者手帳またはそれに準ずる障害があることを示す診断書等を有するとともに、本人が支援を受けることを希望する場合は、下記の窓口にお申し出ください。なお、お申し出に際し、個人情報は、本人の同意なく他の目的に利用することはありません。

≪窓口≫

●五反田キャンパス

五反田事務部　TEL:03-5421-7655（代）

●世田谷キャンパス

世田谷事務部　TEL:03-5779-3711（代）

●国立病院機構キャンパス

東が丘事務部　TEL:03-5779-5031（代）

●国立病院機構立川キャンパス

立川事務部　TEL:042-521-7201（代）

●船橋キャンパス

千葉事務部　TEL:047-495-7751（代）

●雄湊キャンパス、●日赤和歌山医療センターキャンパス

和歌山事務部　TEL:073-435-5819（代）

東京医療保健大学 障がい学生修学支援に関する基本方針

趣旨

この基本方針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）に基づく「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に沿って、本学の「障がい学生修学支援規程」に従い、障がい学生に対する修学支援において東京医療保健大学の全ての教職員が適切に行うために必要な項目を記載しています。

定義及び対象範囲

障がい学生とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害および発達障害等の障がいがあり、障害者手帳又はそれに準ずる障がいがあることを示す診断書を有するとともに、本人が支援を受けることを希望し、本学において、その必要性を認められた本学の学生とします。

支援体制

学部、研究科、専攻科においては障がい学生が修学における不利益を受けないよう、具体的な支援を実施します。教職員は、障がい学生が修学における不利益を受けないよう配慮し、積極的に支援致します。

支援の申し出

修学支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障がいのある学生本人から申し出ることが可能です。

試験等に関する特別処置

本学では障がい学生に関する試験等に関し、他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、個別の案件ごとに合理的配慮を行います。

※この基本方針は東京医療保健大学「障がい学生修学支援規程」に基づいています。

以　上